

**刑 法** (配点 60 点)

## 【設例】

1 甲は警視庁の警部補として、令和元年4月1日から警視庁A警察署の地域課において交番勤務を行っており、A市内の犯罪捜査等に関わり、刑事事件の告発を受領したり、刑事事件の被害者から相談を受けて助言を与えたりといった職務に従事していた。

また、甲の妻である乙は専業主婦として甲を支えていたが、専業主婦の傍ら、地域のバレーボールサークルBに所属し、趣味としてバレーボールを嗜んでいた。

2 令和3年5月頃、Bの専属コーチを勤めているXが個人のホームページをインターネット上に立ち上げ、Xの紹介文や写真及び動画を掲載したところ、同ホームページの掲示板やコメント欄に複数の誹謗中傷の書き込みがなされるようになった。Xはその書き込みを2ヶ月程度放置していたが、誹謗中傷の書き込みが執拗に行われていたこと、書き込みの内容からXの近隣に住むYの仕業なのではないかと考えたことから、令和3年7月中旬頃、自身が居住するC市にある警視庁C警察署長宛に、Xに対する名誉毀損や侮辱を内容とする告訴状を提出した。しかし、その後、長期間にわたってC警察署からの連絡がなく、Xのホームページ上では変わらず誹謗中傷の書き込みが続いていたことから、Xはどうかこの問題を解決しなければと思いつづけていた。

3 令和3年9月11日昼頃、Bに所属する乙の夫甲がA警察署に所属する警察官であることを知ったXは、乙に対し、甲に自身の誹謗中傷の件を相談したいので、甲を紹介してくれないかと依頼した。乙は、日頃から甲が市民の相談を受けていることを知っていたので、その日の晩に甲乙の自宅に招待をするから、夕食を3人で取ろうと提案をしたところ、Xはその申し入れに賛同した。

4 同日午後6時頃、甲乙宅に参上したXが、乙が同席している食卓において、甲に対し、これまでの経緯を相談すると共に、「告訴状を提出したのにC警察署が全く動いてくれないんです。C警察署の捜査状況について、何か分かりませんかね。」と尋ねた。すると甲は、この機会に乗じればXから報酬として金銭を得られるかもしれないと思いつき、「C警察署には同期がいますので、捜査関係者へ働きかけができると思います。その際に告訴状の受理の状況や捜査状況がどうなっているかもお知らせしますよ・・・ただ、ちょっと金がかかることなんで、少し現金を工面できないでしょうか。」と伝えた。それを聞いたXは、藁にもすがる思いで「20万円までなら現金を工面できます。ぜひ、捜査を進めるように働きかけをお願いします。」と答えた。

Xから現金を受け取ることができると確信した甲は、乙の方を見て、「現金が用意出来次第、乙に渡してください。乙がサークルに参加しているタイミングで結構です。私が直接受け取るとまずいので、いいよな。」と伝えた。

乙は、当初、甲がXに対し金銭を要求したことについて驚いていたが、甲の発言から自身に協力を求めていると察し、さらに、20万円あれば家計の足しになるであろうと

考え、甲に対して頷き返した。そして、乙は、「人の目がありますもんね。サークルの時の方が怪しまれないですむわ。私は毎回サークルに参加していますので、準備ができたらいつでもお声がけください。」とXに伝え、その場は解散することにした。

5 同年9月25日の昼頃、Xはサークル活動が終わったタイミングで乙を呼び止め、封筒に入った現金20万円を乙に手渡した。その後、現金20万円は甲と乙で山分けされた。

その後、甲はC警察署に所属する同期の警察官Zに連絡を入れたが、Xによる告訴状に関する情報はZの知り得るところではなかったため、甲はそれ以上Xの期待する働きかけを行うことはできなかった。

**【設問】**

【設例】の事実関係に基づき、甲及び乙の罪責を論じなさい（ただし、特別法違反の点を除く）。なお、論述に際しては、以下の①及び②の双方に言及し、自らの見解を根拠とともに示すこと。

- ①甲に成立する犯罪に対し、乙に同罪の共同正犯が認められるとの立場からは、どのような説明が考えられるか。
- ②甲に成立する犯罪に対し、乙に同罪の幫助犯（従犯）が認められるとの立場からは、どのような説明が考えられるか。

〈用語解説〉

警視庁：東京都が設置した警察組織であり、東京都内を管轄区域としている。

〈参照条文〉

警察法64条

2項 「都道府県警察の警察官は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該都道府県警察の管轄区域内において職権を行うものとする。」

以上